

相模原市監査委員公表第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、財団法人相模原市みどりの協会並びに環境経済局環境保全部水みどり環境課及び公園課の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月7日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 監査の期日

平成21年10月7日

2 監査の対象

平成21年度（平成21年8月末日まで）に財団法人相模原市みどりの協会（以下「協会」という。）が行った相模原市からの出資、財政援助（補助金）及び指定管理料（委託費）に係る出納その他の事務並びに環境経済局環境保全部水みどり環境課が行った協会に対する出資に係る指導に関する事務及び財政援助（補助金）に係る財務に関する事務、公園課が行った協会に対する指定管理料（委託費）に係る財務に関する事務

（1）出捐額

200,000,000円

（2）財政援助（補助金）

補助金名称 財団法人相模原市みどりの協会補助金

交付決定額 60,286,000円

支出済額 44,000,000円（平成21年8月末日現在）

（3）指定管理料（委託費）

指定管理料 137,090,000円

支出済額 71,844,000円（平成21年8月末日現在）

3 監査の方法

監査に当たっては、出資、財政援助（補助金）及び指定管理料（委託費）がその目的に沿って適正かつ効果的に使用され、経理事務が適正に処理されているか、また、出資に係る指導事務並びに財政援助（補助金）及び指定管理料（委託費）の支出に関する事務が適正に執行されているかを主眼として抽出により実施した。

4 監査の結果

（1）協会が行った市からの出資及び財政援助（補助金）に係る出納その他の事務について調査したところ、次のような不適切な事例が見られ

た。

ア 平成21年4月1日以降の理事長、副理事長及び常務理事については、前年度中（平成21年3月27日）に開催された理事会で「互選」により選出されているが、当該選出に関与した理事のうち6名が平成21年度の理事には就任しない者であり、かつ、副理事長及び常務理事に選任された者は、平成21年4月1日に初めて理事に就任する予定の者で、「互選」が行われた理事会には出席していなかった。

このことから、当該「互選」は、協会寄附行為に規定する、「理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。」の要件を満たしておらず、成立していない。

イ 財団法人相模原市みどりの協会役員報酬等支給規程には、協会の常勤役員である理事長及び常務理事の「報酬と手当の額及び支給方法は理事長が別に定める」旨規定され、理事長が自己の報酬等を理事会の承認を経ずに決定できることとなっている上、当該報酬等に係る「理事長の定め」が存在しない。

ウ 協会のホームページで公開されている財務諸表に、「公益法人会計基準」で規定する重要な会計方針等に係る「注記」が記載されていない。また、協会の基本情報である「寄附行為」がホームページに掲載されていない。このほか、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」で一般の閲覧に供するため事務所に備え置くべきとされている寄附行為等の資料が、協会事務所に閲覧用として常備されていない。

これらについて、改善措置を速やかに講じるとともに、協会の基本的事項を定める寄附行為や公益法人会計基準等の遵守徹底を図ることにより、事務執行の適正化や透明性の確保に努められたい。

(2) 協会並びに水みどり環境課及び公園課が行った、出資、財政援助（補助金）又は指定管理料（委託費）に関するその他の事務については、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。

(参考) 監査対象となった団体の概要

(1) 名 称 財団法人相模原市みどりの協会

(2) 所 在 地 相模原市麻溝台2317-1

(3) 設立年月日 平成4年8月19日

(4) 設立目的 市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみによる都市緑化の推進を図るとともに、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進を図ることにより、みどり豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(5) 基本財産 204,455,340円

(うち相模原市出捐金200,000,000円)

(6) 寄附行為に定める事業

ア 緑化意識の普及啓発に関する事業

イ 都市緑化の推進に関する事業

ウ 機関紙その他印刷物の刊行

エ 講習会、講演会、展示会、その他催し物等の開催

オ 市街地の緑地及び緑地保全地区等の保全に関する事業

カ 公園施設等の受託事業

キ 公園緑地における自動販売機、売店等の経営

ク その他目的を達成するために必要な事業

(7) 指定管理者制度による管理受託施設の概要

ア 相模原麻溝公園（競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く。）

(ア)所 在 地 相模原市麻溝台2317-1

(イ)供用開始日 昭和60年11月17日

(ウ)主な施設 グリーンタワー相模原、大花壇、センター広場、
子どもの広場、水の広場、芝生広場、樹林広場、
フィールドアスレチック

イ 相模原北公園（スポーツ広場を除く。）

(ア)所 在 地 相模原市下九沢2368-1

(イ)供用開始日 平成3年9月8日

(ウ)主な施設 アジサイ園、郷土の森、水辺の広場、花木園、
ピクニック広場、ロックガーデン、
芸術のプロムナード

(8) 平成21年度収支状況(平成21年8月末日現在)

ア 一般会計

(ア)収入済額 45,786,057円

(イ)支出済額 32,583,354円

イ 指定管理者事業特別会計

(ア)収入済額 72,621,347円

(イ)支出済額 36,231,201円

ウ 収益事業特別会計

(ア)収入済額 9,509,457円

(イ)支出済額 83,120円